

◆ 健康保険・国民年金

保険年金課 TEL：054-626-1113

健康保険は、会社などに勤める人が職場で加入する健康保険、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人が加入する後期高齢者医療制度、それ以外の人が加入する国民健康保険の3種類があります。

1 健康保険（協会けんぽ・健康保険組合）

職場の健康保険に入っている人は、この保険により被保険者とその家族は、病気・怪我をした時に、病院で受診された医療費の30%の自己負担額で済みます。

保険料は、所得によって異なりますが、費用の半額を雇用主が負担します。

2 後期高齢者医療制度

75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の人が後期高齢者医療制度の対象者となります。

この保険に加入することにより、病院で受診された医療費は、その方の所得額に応じて10%～30%が本人の自己負担額となります。保険料は加入者全員が所得や加入月数に応じて個人単位で計算されます。

3 国民健康保険

焼津市に住む方で、国民健康保険に加入された被保険者とその家族が、病気・怪我から守られます。病院で受診された医療費の30%が本人の自己負担額となります。

保険税は、所得・資産の状況や国保加入者の人数などにより世帯単位で負担額が決められます。

(※ もし一年以上の日本滞在の許可を得ていない場合、または、社会保険に加入している場合には、この国民健康保険に加入することができません。)

国民健康保険の取得と脱退手続きは市役所に届け出が必要となります。

4 国民年金

保険年金課 TEL：054-626-1114

国民年金は政府（日本年金機構）によって運営されており、共通の基礎的な年金として、老齢年金、障害年金、遺族年金があります。日本に住んでいて、20歳から60歳の方は誰でもこの国民年金に加入することになっています。この制度に加入し、少なくとも25年間の納付または免除期間があれば、65歳になったとき、老齢年金を受け取る

ことができます。もし、6ヶ月以上加入し、納付したにもかかわらず、日本を離れることになったら、出国から2年以内に日本年金機構に請求を行えば、脱退一時金が支給されます。

<国民年金>

	被保険者	保険料の支払い方法
第1号	農業従事者、漁師などの 自営業者、自由業者、 学生、無職の方。 年齢：20歳～60歳	年金事務所から送られた納付書を金融機関か コンビニエンスストアへ持って行き、納める。 また、口座振替やクレジットカードで納める こともできる。
第2号	厚生年金、または共済 年金への加入者	給料から控除される。
第3号	第2号の加入者の妻または 夫	支払う必要はない。配偶者が加入する年金(第 2号)が負担。